

一般社団法人横浜港振興協会出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等の団体が主催する集会等に一般社団法人横浜港振興協会(以下「協会」という。)の役職員等を講師として派遣する協会出前講座(以下「出前講座」という。)を実施することにより、市民の横浜港に対する理解や関心を深めることを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座は、市内に在住、在勤又は在学する10人以上で構成された団体・グループ等(以下「市民団体等」という。)を対象とする。

(講座内容)

第3条 出前講座の内容は別に定める。

(開催時間)

第4条 出前講座の開催時間は、原則として、年末年始及び祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前10時から午後5時までの間で、30分から90分程度とする。日程等については市民団体等と協議して定める。

(開催場所等)

第5条 出前講座の開催場所は市内に限るものとし、会場の確保や講座の準備及び進行等は、市民団体等が行うものとする。

(講師派遣料)

第6条 講師派遣料は無料とする。ただし、会場使用料や材料費その他出前講座に要する費用については市民団体等が負担する。

(申込方法)

第7条 市民団体等の申込者(以下「申込者」という。)は出前講座を開催しようとする日の3週間前までに一般社団法人横浜港振興協会出前講座申込書を協会に提出する。

(決定及び通知)

第8条 協会は、講師派遣の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(講師派遣の制限等)

第9条 次のいずれかに該当すると認めるときは、講師を派遣せず、又は開催中にあっても講座を中止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
- (3) 出前講座の趣旨に反するおそれがあるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。